

後期高齢者医療制度加入者の健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度の加入者を対象とした健康診査を5月～12月まで実施します。これは生活習慣病の早期発見や健康の保持・増進のための健康診査です。ご希望の方は、お早めにお申し込みください。

◆実施方法

個別健診のみで、長生郡市内の契約医療機関で受診していただきます。契約医療機関名は、受診券などの送付の際にご案内します。自己負担はありません。健診期間は5月1日(水)～12月27日(金)までです。

◆検査項目

身体・血圧測定、尿検査、血液検査、医師の診察
 ※平成24年度の健診結果で、血糖・脂質・血圧のすべての項目について、国が定める基準に該当した方には、心電図検査と眼底検査を実施します。
◆健康診査と同時受診ができる検診(希望者のみ)／一部自己負担あり)
 胸部エックス線検診(無

料)、肺がん(かく痰検査)検診(500円)、前立腺がん検診(500円)
◆お申し込み方法
 市国保年金課に電話、来庁、はがき、FAXまたは電子メールでお申し込みください。はがき、FAX、電子メールでのお申し込みの場合は、住所、氏名、生年月日、電話番号、「後期高齢者の健康診査希望」を明記してください。
 11月29日まで随時受け付けますが、受付後の各種書類の発送や契約医療機関の混雑状況により受診まで時間がかかることがありますので、受診希望日まで余裕をもって(概ね1～2カ月)お申し込みください。
◆ご注意ください
 ・平成22～24年度に後期高齢者の健康診査を受診された方・平成24年度に茂原市の特定健康診査を受診された方は、申込みの必要はありません。受診券・問診票等を4月下旬にお送りします。

・平成25年度に後期高齢者健康診査を受診された方は、平成25年度中に短期人間ドック助成制度を利用することができません。
 ・生活習慣病を治療中の方は、改めて健康診査を受けていただく必要がない場合もありますので、主治医にご相談のうえお申し込みください。

お問い合わせは、
 〒297-8511
 茂原市道表1番地
 市国保年金課(2階)
 ☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

AED(自動体外式除細動器)の設置場所が増えました

設置箇所公表の了解を得ましたので、お知らせします。

①施設名(設置箇所) 千葉銀行茂原支店(1Fロビー)
 /区分 民間/住所・連絡先
 茂原市茂原365-1
 ☎(24)2111/使用可能時間
 月曜日～金曜日 9時～15時(祝日および年末年始は不可) /設置台数 1台

お問い合わせは、
 市総務課防災対策室(4階)
 ☎(20)1519、FAX(20)1602へ。

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳～74歳で別表にあるいずれかの障害認定を受けている方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度に加入

することにより、それまでの健康保険と比べ、医療機関等での窓口負担、保険料負担が変わる場合があります。

また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳までは、いつでも制度から脱退することができます。

別表

障害の区分	程 度
国民年金法等の障害年金	1級、2級
身体障害者手帳	1級～3級。 4級は、以下のいずれかに該当 ①音声、言語機能の著しい障害 ②両下肢のすべての指を欠く ③一下肢の下腿1/2以上を欠く ④一下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	①の1、①の2、Aの1、Aの2

お問い合わせは、
 市国保年金課(2階)
 ☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

